

浄化槽設置事業費補助制度のご案内

静岡市では、大切な河川を守り、快適な生活環境を維持するため、補助制度を設け、お風呂や台所、洗濯などから出る生活雑排水をし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の普及・促進を図っています。

ぜひ、この補助制度を活用し、合併処理浄化槽を設置してください。

【補助対象となる条件】 一 次の1～7の条件を満たしている方が補助金の対象となります。

- 1 浄化槽を設置する場所が公共下水道事業計画区域（認可区域）外及び農業集落排水事業実施区域外であること。
- 2 設置する浄化槽が5～50人槽であること。
- 3 補助金交付決定前に浄化槽設置工事をしていないこと。
- 4 当該年度の2月10日までに工事を完了し、実績報告書を提出すること。
- 5 当該年度の2月10日までに、便所、台所、洗面所、風呂等からの排水が浄化槽に流入する状態となっており現地調査等でその状態が確認できること。
- 6 浄化槽設置工事に対して、移転補償や他の補助金等を受けていないこと。
- 7 建物（事業所、別荘、共同住宅その他居住の用に供さない建物を含む）の既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ付け替える方

【補助対象とならない場合】

- ・ 合併処理浄化槽を設置する建物において、新築、増築、減築、大規模の修繕、大規模の模様替、水回りの位置変更を伴う場合
- ・ 建物の賃借人が合併処理浄化槽を設置する場合
- ・ 販売を目的とする建物に合併処理浄化槽を設置する場合

★浄化槽の設置をご検討されている方は静岡市役所の担当までお問い合わせください（裏面参照）

【令和7年度補助金額】

区分		単独処理浄化槽またはくみ取り便槽からの転換			
人槽、区域		設置工事費	宅内配管工事費	R7年度加算額	上限額
5人槽	一般区域	¥332,000	¥300,000	¥100,000	¥632,000
	特定区域	¥432,000			¥832,000
	重点区域	¥532,000			¥932,000
7人槽	一般区域	¥414,000	¥300,000	¥125,000	¥714,000
	特定区域	¥514,000			¥939,000
	重点区域	¥614,000			¥1,039,000
10人槽～	一般区域	¥548,000	¥300,000		¥848,000
	特定区域	¥648,000			¥948,000
	重点区域	¥748,000			¥1,048,000

※ 特定区域、重点区域については裏面をご覧ください。

※ 人槽は「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」及び静岡県内の戸建住宅に設ける屎尿浄化槽の処理対象人員の算定における基準となる値の取り扱い等により決定されます。

※ 既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合とは、浄化槽だけを付け替える場合です。（既設のくみ取り便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合も同様です。）

【補助金申請の手続きの概要】

- ① 浄化槽工事業者の決定
- ② 浄化槽設置届出書の提出（廃棄物対策課に提出）
※補助金を申請する 11 日前までに提出してください。
※提出の際には、配管図等の添付が必要ですので、浄化槽工事業者にご相談ください。
- ③ 浄化槽設置事業費補助申込書の提出（各区役所地域総務課、蒲原支所、廃棄物対策課のいずれかに本人が提出）
※廃棄物対策課の受付印が押印された浄化槽設置届出書の写しと間取り図面を必ず添付してください。（添付書類がない場合は受付することができません。）
- ④ 補助金交付申請書の提出（廃棄物対策課に提出）
※工事着工予定の概ね 1 ヶ月前までに提出してください。
- ⑤ 実績報告書の提出（廃棄物対策課に提出）
※工事完了後 30 日以内又は 2 月 10 日のうちどちらか早い日までに提出してください。
- ⑥ 現地調査の実施
※立会いが必要となります。
- ⑦ 請求書の提出
- ⑧ 補助金の支払い（請求書の提出から概ね 1 ヶ月後）

★ 浄化槽設置者講習会の受講をしてください。（別途案内が送付されます。）

※詳しくは静岡市ホームページをご覧いただけます。下記担当までお問い合わせください。

【担当】 静岡市役所 廃棄物対策課（静岡庁舎新館 13 階） 電話：054-221-1264

※ 特定区域とは、次の区域（静岡市清流条例第 10 条に規定する水源保全区域）をいいます。

水系	河川	区域
安倍川水系	安倍川	曙橋より上流の河川区域並びに牛妻、郷島、野田平、俵沢、油島、俵峰、松野、津渡野、中沢、桂山、落合、森腰、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣、内匠、腰越、横沢、大沢、相渕、蕨野、横山、平野、中平、渡、有東木、入島、梅ヶ島、口坂本、井川、岩崎、上坂本、田代及び小河内
	藁科川	清沢橋より上流の河川区域並びに赤沢、寺島、鍵穴、坂本、小島、尻居渡、相俣、黒俣、杉尾、坂ノ上、柄沢、日向、湯ノ島、諸子沢、榎尾、大間、崩野及び八草
興津川水系	興津川	八幡橋より上流の河川区域並びに興津中町、興津東町、興津井上町、承元寺町、八木間町、谷津町一丁目、谷津町二丁目、小島町、小島本町、小河内、宍原、立花、但沼町、大平、清地、河内、茂野島、高山、葛沢、土、中河内、西里、布沢、吉原及び和田島

※ 重点区域とは、編入前の蒲原町及び由比町の市街化区域をいいます。

重点区域	由比寺尾の一部、由比今宿の一部、由比町屋原の一部、由比北田の一部、由比阿僧の一部、由比東山寺の一部、由比の一部、蒲原神沢の一部、蒲原堰沢の一部、蒲原中の一部、蒲原小金の一部、蒲原新田一丁目の一部、蒲原新田二丁目の一部、蒲原一丁目の一部、蒲原二丁目の一部、蒲原三丁目の一部、蒲原四丁目の一部、蒲原の一部、蒲原新栄、蒲原東
------	---

注) 詳しくは廃棄物対策課にお問い合わせください。